

1 石垣市立八島小学校いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

石垣市立八島小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「八島小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

「いじめ」とは、『児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』をいう。（いじめ防止対策推進法 H25 定義）

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

石垣市立八島小学校は、いじめ防止等のための組織（いじめ防止対策推進委員会）を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・冷やかしやからかい、かげ口や悪口など、言葉によるいじめが大半を占めており、次いで、仲間はずれや軽く叩くなどの暴力が発生しています。
- ・いじめアンケートにおいて、同じ児童が何度も友だちを嫌な気持ちにさせている傾向が見られます。

(2) 本校の課題

- ・児童によるいじめアンケートだけでなく、担任や全職員体制でいじめの未然防止・

早期発見・早期解決に向けた指導の充実に努める必要があります。

- ・年度初めにいじめに関する校内研修を実施し、共通確認・共通実践に取り組む必要があります。
- ・道徳の授業や日々の児童との関わりにおいて、言語環境に留意した教育活動に努める必要があります。
- ・友だちを嫌な思いにさせてしまう児童への粘り強い指導と、家庭との連携によって改善を図る必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止（未然防止）のための取り組み

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子どもがいじめの問題について学び、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取り組み（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通の理解を図り、未然防止に取り組めます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための月1回のアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努めます。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校におけるモラル教育の充実に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・休み時間や放課後の子どもの様子、子どもとの日常のやりとり、教育相談や家庭訪問を通して、アンテナを高く子どもたちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組めます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの積極認知・実態把握に努め、子どもが日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。

- ・子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備します。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策推進委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。※図2を参照
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた子ども又はその保護者へは次のような支援を行います。
 - 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子どもの安全を確保します。
 - 必要に応じ、いじめた子どもを別室で指導することで、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・いじめた子どもとその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - いじめた子どもへは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - いじめの背景にも目を向け、いじめた子どものプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子どもに対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子どもに対しては、同調はいじめに加担をすることであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子どもとの関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守り続け

ます。

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導をします。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

※「沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～」

(平成29年3月沖縄県教育庁義務教育課) 参照

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ②「相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)」
 - ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

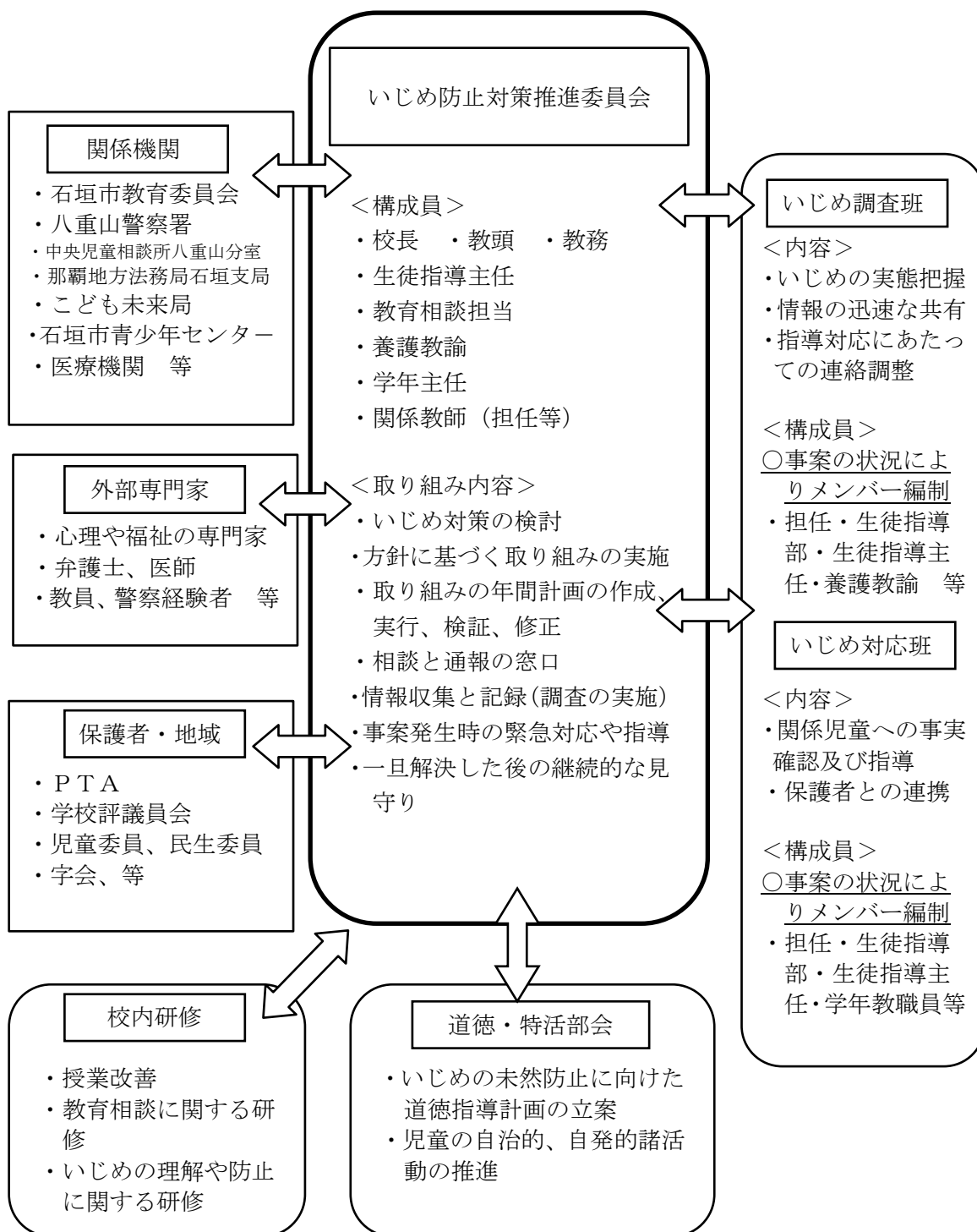
- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※重大事態の対処については「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

(平成29年3月文部科学省) 参照

※図 1

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



※図2

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

